上水道一般会計出資債同意等額（平成二十四年度以降）

市町村	限度額
市	一億七千万円
町	一億二千万円
村	一億二千万円

第九条第一項の表市町村の項第九号中「一六三円」を「一七三円」に改め、同号９中「病床及び」を「病床又は」に改め、「属する病床（」の下に「一般病床及び療養病床については、一般病床及び療養病床の双方が前年度前三年度継続して零である場合に限り、」を加え、同号12中「平成二十三年度繰出基準」を「平成二十四年度繰出基準」に改め、同号13中「平成二十三年度までの各年度分」を「平成二十四年度までの各年度分」に、「平成二十三年度繰出基準」を「平成二十四年度繰出基準」に、「医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から平成二十三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債」を「医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため平成十五年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため平成十五年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に、「災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）整備に要する経費に充てるため平成十五年度から平成二十三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に、「災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債」を「災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）整備に要する経費に充てるため平成十五年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に、「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に改め、同号15中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に、「及び大学の用に供する研究・研修部門」を「、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置に係るもの」に改め、同号16中「平成二十三年度繰出基準」を「平成二十四年度繰出基準」に、「平成二十三年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債」を「平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に改め、同号18中「救急告示病床数」を「救急告示等病床数」に改め、「病床の数」の下に「又は「繰出金等について」の「7．救命救急センターに関する調」の表頭「病床数」の数」を加え、「の病床数」を「の救急告示等病床数」に改め、同号19中「二五三円」を「二七三円」に改め、同号25中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「上水道一般会計出資債同意等額」を「市町村上水道一般会計出資債同意等額」に改め、「発行について同意又は許可を得た地方債」の下に「（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」を加え、同号27算式ア中「0.583」を「0.481」に、「0.469」を「0.384」に、「1.73」を「1.74」に、「9,265」を「9,305」に、「7,452」を「7,422」に改め、同号27算式イ中「0.354」を「0.305」に改め、同号27算式イの符号中「0.96」を「0.99」に、「0.49」を「0.50」に改め、同号27算式ウ中「0.595」を「0.477」に改め、同号27算式ウの符号中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同号27算式エ中「0.26」を「0.25」に、「6,460」を「7,660」に改め、同号27算式エの符号中「13,229」を「13,396」に、「10,069」を「10,088」に、「0.10」を「0.06」に、「2,008」を「2,062」に、「1,154.9」を「1,150.9」に、「164,000」を「169,000」に、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「平成23年9月30日」を「平成24年9月30日」に改め、同号29中「市町村税課税状況調」の下に「（国保関係）」を加え、同号30及び31中「平成二十二年十月一日」を「平成二十三年十月一日」に、「「一般病床」の欄の数値からハンセン病の病床数を控除した数値の合計数」を「「一般病床」及び「療養病床」の欄の数値を合算した数からハンセン病の病床数を控除した数を合計した数」に改め、同項第十号１算式イ中「2,863」を「2,891」に、「7,832」を「7,222」に改め、同号１算式ウ中「57,866」を「58,221」に、「73,262」を「73,721」に、「115,381」を「116,088」に改め、同項第十一号１中「0.198」を「0.200」に、「平成22年度」を「平成23年度」に、「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同号３中「0.0283」を「0.0323」に、「0.0180」を「0.0205」に、「0.0026」を「0.0029」に改め、同号６中「90」を「74」に、「83,800」を「83,000」に改め、同項第十三号１中「0.078」を「0.083」に改め、同号４中「（独立行政法人等の所管する林野を除く。）」を削り、同項第十四号１中「29,386」を「29,515」に、「2,719.3」を「2,731.3」に、「350.9」を「332.4」に改め、同号２中「2.28」を「2.27」に改め、同条第五項中「〇・三〇八」を「〇・三一九」に改め、同条第六項中「〇・二七九」を「〇・二八五」に改め、同条第十一項中「四・三一六」を「四・六七三」に、「〇・一七五」を「〇・一六一」に、「一・五〇五」を「一・五四〇」に、「〇・〇五六」を「〇・〇五九」に改め、同条第十二項中「四・三一五」を「四・六七九」に、「〇・一七一」を「〇・一五九」に、「一・五〇五」を「一・五四〇」に改め、同条第十三項及び第十四項を次のように改める。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一三五（指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市の区域以外の区域に係る人口を当該都道府県の人口で除して得た数に〇・一三五を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・二四七を控除した数、当該測定単位に係る算式エ⑴に係る密度補正の密度から〇・〇九を控除した数、算式エ⑵に係る密度補正の密度から〇・一八九を控除した数及び算式エ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇三五を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。